

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 29 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年6月まで
② 平成8年3月

私の母親は、平成8年4月頃に、区役所で私の国民年金の加入手続きを行った。

申立期間①の国民年金保険料については、平成8年度の保険料と一緒に、自宅に送付されてきた納付書により金融機関の窓口で納付していた。申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、母親の「年別家計簿」のコピーを提出する。

申立期間②の国民年金保険料については、平成10年4月3日に同年3月分の保険料と一緒に納付書により金融機関の窓口で納付した。申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、父親の「平成10年分の所得税の確定申告書(控)」及び「月別家計簿」のコピーを提出する。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、i) 申立人の平成8年1月、同年2月及び10年1月から同年12月までの国民年金保険料は、同年1月から同年12月までの間に納付していることが、申立人のオンライン記録及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できること、ii) 申立人の父親の「平成10年分の所得税の確定申告書(控)」の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料額は、実際に納付していた8

年1月、同年2月及び10年1月から同年12月までの保険料額に、申立期間②の保険料額を加えた額に一致している上、当該確定申告書(控)には、所轄の税務署の収受印が押印されていること、iii)平成10年頃申立人と同居していた家族の国民年金保険料の納付状況をみると、同年1月から同年12月までの間に国民年金保険料を納付していたのは申立人のみであり、当該確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、申立人のものであると推認されることから、当該期間の申立人の保険料は納付されていたものと推認される。

また、その母親から提出された「月別家計簿」の平成10年4月3日の欄には、申立人の名前とともに、同年3月分の国民年金保険料である「1万2,800円」、と申立期間②の保険料額と思われる「1万1,700円」の記載が確認できる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の母親は、平成8年4月頃に、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、平成8年度の国民年金保険料と一緒に当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳に到達した第1号被保険者の被保険者資格取得日等から、8年7月又は同年8月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人のオンライン記録及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、i)申立期間①直後の平成6年7月から8年2月までの国民年金保険料は、同年8月から、毎月、過年度納付されていること、ii)同年4月から同年8月までの保険料は、同年同月に、まとめて現年度納付されていること、iii)同年9月からの保険料は、同年同月から、毎月、現年度納付されていることから、申立人の母親は、加入手続を行ったと推認される同年7月又は同年8月以後において、送付されてきた納付書によって遡って保険料を納付することができる6年7月からの保険料を過年度納付により順次納付したものの、申立期間①の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えるのが合理的である。

さらに、その母親が記載していたとする「年別家計簿」には、申立人の国民年金手帳記号番号、申立人の国民年金の被保険者の資格取得日及び平成6年度から8年度までの各年度の国民年金保険料月額に記載が確認できるのみであることから、当該家計簿の記載をもって、母親が申立期間①の保険料を納付していたと認めることはできない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（月別家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで

私が会社を退職した平成元年頃、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、母親が納付してくれていた。

私は、平成10年5月に結婚した時、母親と一緒に区役所に行き、国民年金保険料を納付した際、同区役所の職員から、「保険料の未納は無い。」と言われたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、その母親が納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の被保険者資格取得日等から、3年3月ないし同年5月頃と推認でき、その時点において、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の母親は、娘が結婚するまでは、集金人に対して、又は納付書により銀行等で娘の国民年金保険料を納付していたと述べており、自身も国民年金に任意加入をし、加入期間の全ての保険料を納付しているなど、保険料の納付意識が高かったと考えられ、9か月と短期間である申立期間の娘の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は45万円、17年8月10日は40万円、同年12月20日は30万円、18年8月8日及び同年12月20日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

銀行口座の普通預金元帳では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している銀行口座に係る普通預金元帳により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、管轄税務署が保管する給与所得の源泉徴収票により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、前記

の普通預金元帳の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が申立期間の賞与の支給があった旨供述している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から④までは45万円、申立期間⑤は40万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦及び⑧は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

昭和42年4月からB社及び同社の関連会社に継続して勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、C社からA社に転勤した申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金が保管する加入員台帳、雇用保険、健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和43年9月1日に、C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間直後の昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、C社からA社に異動した申立人を含む8名全員が同年9月1日に同社において雇用保険の被保

険者資格を取得している上、前記8名のうち、上記加入員台帳で厚生年金基金の加入員記録が確認できる申立人を含む5名は、いずれも同年9月1日付けで同社において同加入員資格を取得していることが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社は申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は3万円、同年12月15日は10万円、17年8月10日及び同年12月20日は25万円、18年8月8日は30万円、同年12月20日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年8月8日
⑥ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

銀行口座の取引明細証明書では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している銀行口座に係る取引明細証明書により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、申立期間①から④までについては、B市が交付した平成17年度(16年分)及び18年度(17年分)の税務関係資料により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、申立期

間⑤及び⑥については、前記の取引明細証明書の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が申立期間に賞与の支給があった旨供述している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の税務関係資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は10万円、申立期間③及び④は25万円、前記の取引明細証明書から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は20万円、同年12月17日は25万円、16年8月10日及び同年12月15日は30万円、17年8月10日は18万5,000円、同年12月20日は17万1,000円、18年8月8日は16万8,000円、同年12月20日は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

銀行口座の普通預金元帳では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している銀行口座に係る普通預金元帳により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、申立期間①から④までについては、前記の普通預金元帳の賞与振込額は、申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額

とおおむね一致する上、申立期間⑤から⑧までについては、源泉徴収票により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が賞与の支給があった旨回答している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 25 万円、申立期間③及び④は 30 万円、源泉徴収票で確認できる社会保険料等の金額から、申立期間⑤は 18 万 5,000 円、申立期間⑥は 17 万 1,000 円、申立期間⑦は 16 万 8,000 円、申立期間⑧は 16 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日は20万円、同年12月20日は18万円、18年8月8日及び同年12月20日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

銀行口座の取引推移一覧表では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している銀行口座に係る取引推移一覧表により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、B市が交付した平成16年度（15年分）から19年度（18年分）

までの所得回答書により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、前記の取引推移一覧表の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が申立期間の賞与の支給があった旨供述している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の所得回答書により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から⑤までは20万円、申立期間⑥は18万円、申立期間⑦及び⑧は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日は50万円、18年8月8日及び同年12月20日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給されていたが、賞与に係る記録が無い。

所持している申立期間④から⑧までの賞与支給明細書では、厚生年金保険料を控除されており、また、同明細書を所持していない申立期間①から③までの賞与からも厚生年金保険料を控除されていたと思う。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人が所持している銀行口座の普通預金通帳により、当該期間において、A社から、賞与の支払があったこ

とが認められる。

また、B市が交付した平成16年度（15年分）から19年度（18年分）までの所得回答書により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、前記の普通預金通帳の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する上、申立期間④から⑧までについては、申立人が所持している当該期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している上、複数の同僚が申立期間に賞与の支給があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、前記の所得回答書により推認できる厚生年金保険料控除額から60万円、申立期間④から⑧までについては、前記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間④は60万円、申立期間⑤は55万円、申立期間⑥は50万円、申立期間⑦及び⑧は52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成7年10月から9年5月までは47万円、同年6月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から9年9月30日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間の標準報酬月額が下げられていることを知った。40万円前後はもらっていたと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成7年10月から9年5月までは47万円、同年6月から同年8月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年11月6日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社に勤務していた複数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額についても遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社に係る平成9年度の滞納処分票から、当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は当時、取締役であったことが確認できるが、同社において標準報酬月額が遡って引き下げられているとして年金記録確認B地方第三者委員会に対して訂正を求めた同僚（取締役の一人）の申立てについて、同委員会が事業主に照会したところ、事業主は、申立期間当時の社会保険事務は自身が行っていたとしている上、上記同僚も、申立人は社会保険事務には関わっていなかった旨回答

していることから、申立人が当該減額処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年11月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について7年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から9年5月までは47万円、同年6月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日は50万円、18年8月8日及び同年12月20日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

普通預金通帳では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している普通預金通帳により、申立期間において、A社から賞与の支払があったことが認められる。

また、申立人が所持している平成16年度（15年分）及び17年度（16年分）の市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び16年分から18年分ま

での給与所得の源泉徴収票により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、前記の普通預金通帳の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が申立期間の賞与の支給があった旨供述している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の通知書及び源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から④までは60万円、申立期間⑤は55万円、申立期間⑥は50万円、申立期間⑦及び⑧は52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月20日から同年5月1日まで

私は、A社に平成2年4月5日に入社した。転職前の事業所の厚生年金保険の資格喪失日が同年4月20日であるため、同社の資格取得日は同日となるはずである。

ところが、A社の厚生年金保険の資格取得日は、平成2年5月1日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

平成2年5月25日に厚生年金保険料を現金で徴収されており、また、21年5月15日に退職した際、最後の給与であった同年5月分の給与からも保険料が控除されていることから、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持するA社が平成2年5月25日付けで発行した領収証において、1か月分の厚生年金保険料が現金で徴収されたことが確認できる。

さらに、申立人の平成2年6月分から21年5月分までの給与支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、上記の領収証において確認できる1か月分の厚生年金保険料と合わせると、申立人は

オンライン記録におけるA社での厚生年金保険被保険者期間よりも1か月多い厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

加えて、複数の同僚の給与支給明細書から、申立人と同様に、毎月15日の給与の締切日の翌日から月末までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者については、厚生年金保険料は翌月控除であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が加入しているB健康保険組合における申立人の被保険者資格取得日がオンライン記録における資格取得日と一致しており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成2年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年1月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（同年4月1日）を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和61年4月3日に入社してから、グループ会社のB社を平成6年11月30日に退職するまで、業務内容に変化は無く、C業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び同僚の供述から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）より後の同年4月1日付けで、申立人の同社における被保険者資格の喪失日が遡って同年1月31日と記録され

ていることが確認できる。

また、申立人の同僚が当委員会に対して資格喪失日の訂正を求めた申立てにおいて、当時の事業主は、「社会保険料の滞納分の調整を社会保険事務担当者が行った。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、A社に係る 19 名の厚生年金保険被保険者記録についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できることから、平成 6 年 4 月 1 日において、同社が厚生年金保険法に基づく適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所（当時）が当該喪失処理をした同年 4 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 5 年 12 月の社会保険事務所の記録から、36 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、事業主の回答及び同僚の供述により、申立人は、当該期間に A 社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「私は、A 社に入社してからグループ会社の B 社を退職するまで、業務内容に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」と主張しているところ、申立人の同僚が年金記録確認 D 地方第三者委員会に対して資格喪失日の訂正を求めた申立てにおいて、当時の事業主は、「会社は解散していて書類は無いが、平成 6 年 1 月から同年 4 月までの期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた記憶がある。」と回答している。

さらに、複数の同僚が、「当該期間に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 5 年 12 月の社会保険事務所の記録から、36 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A 社は当該期間において適用事業所の記録は無いが、商業登記簿謄本により、同社は当該期間において法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の平成6年4月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 47 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立期間の標準報酬月額は、平成 22 年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 44 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 44 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主から月額変更届を提出すべきであったにもかかわらず、提出されていなかったため、その後、当該届を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならないと記録されている。

調査の上、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 6 月に 38 万円から 47 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38 万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出された給与明細から、申立期間について、

事業主が控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成 22 年 1 月から同年 4 月までは 47 万円であることが確認できる一方、推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、同年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 44 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 44 万円であることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細から推認できる報酬月額から、平成 22 年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 44 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 59 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 50 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主から月額変更届を提出すべきであったにもかかわらず、提出されていなかったため、その後、当該届を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならないと記録されている。

調査の上、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 6 月に 50 万円から 59 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（59 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（50 万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立期間につい

て、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立期間の標準報酬月額は 32 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主から月額変更届を提出すべきであったにもかかわらず、提出されていなかったため、その後、当該届を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならないと記録されている。

調査の上、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 6 月に 30 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出された給与明細から、申立期間について、事業主が控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成 22 年 1

月から同年4月までは34万円であることが確認できる一方、推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、同年1月から同年4月までは32万円であることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額について、上記給与明細から推認できる報酬月額から、平成22年1月から同年4月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 47 万円とされているが、申立期間の標準報酬月額は、平成 22 年 1 月及び同年 2 月は 53 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 56 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主から月額変更届を提出すべきであったにもかかわらず、提出されていなかったため、その後、当該届を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならないと記録されている。

調査の上、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 6 月に 47 万円から 56 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（56 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47 万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出された給与明細から、事業主が控除した

厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成 22 年 1 月から同年 4 月までは 56 万円であることが確認できる一方、推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、同年 1 月及び同年 2 月は 53 万円、同年 3 月は 59 万円、同年 4 月は 56 万円であることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は推認できる報酬月額から、平成 22 年 1 月及び同年 2 月は 53 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年12月16日から19年1月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を18年12月16日に、資格喪失日に係る記録を19年1月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月11日から19年1月16日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。全ての期間ではないが、給与支給明細書で厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年12月16日から19年1月16日までの期間について、雇用保険の記録、申立人が所持している同年1月分の給与支給明細書及びA社から提出された申立人に係る給与一覧表から、申立人は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書及び給与一覧表の厚生年金保険の保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付は行っていないと回答している上、仮に、事業主から申立人に係る

被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 9 月 11 日から同年 12 月 16 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持している平成 18 年 10 月分及び同年 11 月分の給与支給明細書並びに A 社から提出された申立人に係る給与一覧表の同年 10 月分、同年 11 月分及び同年 12 月分の給与支給記録から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間に国民健康保険に加入していたことが、申立人の当該期間における居住地の国民健康保険資格履歴により確認できる。

さらに、申立人が所持している A 社が発行した「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額について、同社に照会したところ、当該金額は、国民健康保険料と雇用保険料の合計額である旨回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は42万円、同年12月17日及び16年8月10日は50万円、同年12月15日は45万円、17年8月10日は42万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

普通預金通帳及び取引明細証明書では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している普通預金通帳及び取引明細証明書により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、B市C区が交付した平成16年度(15年分)から19年度(18年

分)までの市民税・県民税課税(非課税)証明書により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる上、前記の普通預金通帳及び取引明細証明書の賞与振込額は申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚が申立期間の賞与の支給があった旨供述している上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の普通預金通帳及び取引明細証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②及び③は50万円、申立期間④は45万円、申立期間⑤は42万円、申立期間⑥から⑧までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所(当時)に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 8380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所から、A社からB社へ異動となった時の年金記録を確認するようにとの知らせをもらった。私は、この期間においても継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る退職金稟議書及び事業主の証言により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の経理担当者の供述から、昭和48年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、申立人のA社における資格喪失日を昭和48年3月31日とし、B社における資格取得日を同年4月1日として届け出たと回答していることから、社会保険事務所は申

立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月頃から47年2月1日まで
② 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和46年9月頃にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、47年2月1日に資格取得となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、途中で辞めたことも、仕事内容が変わったことも無いが、厚生年金保険の記録では、A社において昭和47年5月31日に資格喪失、グループ会社であるC社において同年6月1日に資格取得となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社からC社に移籍した際に、申立人と同様、被保険者記録が無い同僚が年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がB社の総務担当者に照会したところ、

当該担当者が「月末日を退職日としていた。」と供述していることから、昭和47年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人が所持するパスポートの出入国の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、少なくとも昭和46年11月頃からA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、A社に自身より前から勤務していた同僚として記憶している5名の年金記録を調査したところ、複数の者の同社における資格取得日は、申立人が主張する入社日（昭和46年9月頃）よりも後になっており、また、同社における被保険者記録が無く、C社において47年6月1日に資格取得となっている者もいることから、当時、同社では、必ずしも全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は、「当時の資料は残っていない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日及び16年8月10日は53万円、同年12月15日は61万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、賞与に係る記録が無い。

普通預金通帳では、申立期間の賞与が支給されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している普通預金通帳により、申立期間において、A社から、賞与の支払があったことが認められる。

また、B市が交付した平成16年度（15年分）から19年度（18年分）までの税務関係資料により、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控

除されていたことが推認できる上、前記の普通預金通帳の賞与振込額は、申立人の主張する賞与額から社会保険料控除額等を控除した金額とおおむね一致する。

さらに、複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前記の税務関係資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から③までは53万円、申立期間④は61万円、申立期間⑤は55万円、申立期間⑥から⑧までは50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年10月から8年6月までは36万円、同年7月から9年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年11月19日まで
年金事務所の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が減額されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から8年6月までは36万円、同年7月から9年10月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月19日より後の同年12月26日に、遡って26万円に訂正されている上、同僚5名についても、その標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、滞納処分票により、A社は、申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿謄本から監査役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び役員によれば、「申立人は、厚生年金保険に係る事務について権限を有する職務にはなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から8年6月までは36万円、同年7月から9年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社に入社し、会社名が変更になるという理由で、退職金を受け取った記憶があるが、継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所の回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務（昭和58年9月21日に、A社からC社に転籍）していたことが認められる。

一方、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和58年10月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかしながら、申立人と同日にA社からC社に転籍した際に、申立人と同様、被保険者記録に欠落が生じた同僚が年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がB社に照会したところ、同社は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、転籍元における被保険者資格を喪失させず、転籍先が適用事業所となった時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手続を行っていた旨回答している上、同社は、

当委員会の照会に対し、C社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、誤って申立人の資格喪失届を出してしまったと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和58年9月21日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成11年10月から12年9月までは20万円、同年10月から15年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年3月1日まで
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社における申立期間の保険料控除額が所持している給与明細書の保険料控除額と相違して記録されているので、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給与明細書及び同社から提出された申立人に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成11年10月から12年9月までは20万円、同年10月から15年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料の納付の義務を履行したか否かについては、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険

料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月1日まで
私は、昭和36年1月から38年3月まで、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
昭和36年12月1日にA社C工場から同社D工場に転勤となったが継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にA社C工場から同社D工場へ異動した同僚の厚生年金保険の記録から、昭和36年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社C工場における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月16日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、所持している給与明細表の給与額及び控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細表の厚生年金保険料控除額から、53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について資格取得時に誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、給与明細表で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は50万円、17年8月10日は48万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までについて、所持している賞与支給明細書において、支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されているが、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の賞与支給明細書における賞与に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①から④までは50万円、申立期間⑤は48万円、申立期間⑥から⑧までは43万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和37年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から38年8月1日まで

夫は、昭和37年7月にC社(後にA社)に入社し、40年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B支店において、昭和38年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間については被保険者となっていないことが確認できる。

しかしながら、申立人の同僚の証言によると、申立人が、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和37年12月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B支店において、事業主は、申立人が昭和37年12月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る記録を、平成11年6月から同年9月までは19万円、同年10月から12年1月までは24万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から13年2月までは32万円、同年3月から14年10月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から14年11月30日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と大幅に相違している。給与明細書は無いが、給与が振り込まれていた通帳の写しを提出するので調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、平成11年6月から同年9月までは19万円、同年10月から12年1月までは24万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から13年2月までは32万円、同年3月から14年10月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成14年11月30日）より後の同年12月27日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかの複数の元従業員も同日付けで、それぞれの資格取得日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「A社は資金繰りに苦勞していた。」、「経営不振で、給料の遅配もあった。」と述べている上、滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していた事実が確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる

処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 11 年 6 月から同年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 12 年 1 月までは 24 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 13 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月から 14 年 10 月までは 36 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの期間及び平成元年 9 月から 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月から同年 6 月まで
② 平成元年 9 月から 2 年 2 月まで

私は、昭和 62 年 5 月頃、子供が小さかったこともあり、国民健康保険の手続を行わなければならなかったため、市役所で当該手続を行い、その際、併せて国民年金の加入手続を行った記憶がある。申立期間の国民年金保険料については、納付書により毎月金融機関又は市役所で、1 万円ぐらいの保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の昭和 63 年 3 月の第 3 号被保険者資格喪失の記録、同年 7 月から平成元年 8 月までの第 3 号被保険者期間の記録及び 2 年 3 月からの同被保険者資格の記録は、9 年 3 月に追加されていることが確認できることから、申立期間①及び②については、同年同月に当該記録の追加が行われるまでは、昭和 62 年 10 月に資格取得の処理が行われた国民年金第 3 号被保険者のままであり、当該期間は保険料の納付を要さない期間であったと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月 1 万円ぐらいを納付していたと主張しているが、前述のとおり、平成 9 年 3 月に第 3 号被保険者の記録が追加されるまでは、当該期間は保険料の納付を要さない第 3 号被保険者のままであったと推認されることから、申立人の主張と一致しない上、同年同月の時点においては、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 7056 (事案 6968 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る年金記録について、訂正の必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から平成5年2月まで

前回は行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、「申立期間当時の国民年金の加入状況及び納付状況が不明」及び「保険料の納付状況が申立内容と一致しない。」としているが、納得できない。

私は、国民年金に関する手続等は行ったことがなく、国民年金に関する通知等は、A社会保険事務所(当時)から、「国民年金 老齢基礎年金の受給について」という文書以外一切受け取ったことはない。したがって、A市及び社会保険庁(当時)の怠慢により、「納付しなかった。」(未納)ではなく、「正規の手続では、納付することができなかった。」(不納)であると考えている。

私は、私が年金事務所に自分の記録を確認に行った頃、現在の記録が作られたのだと考えている。したがって、私は、国民年金保険料を納付しなかったのではなく、納付することができなかったため、年金受給権が得られるように記録を訂正してほしい。

このため、今回、新たに「上申書」を提出し、これを新たな情報・事情として再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、申立期間のうち、国民年金保険料の納付済期間(昭和48年4月から同年6月までの期間及び62年7月から平成元年3月までの期間)及び免除期間(昭和55年4月から61年3月まで)を除く期間について、未納となっていることが納得できないと主張しているが、
i) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないこと、
ii) 申立人が主張する保険料の納付方法は、申立人が居住する市の市役所及び社会保険事務所(当時)における保険料の収納方法と一致しないこと、

iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として「上申書」を当委員会へ提出しているが、当該資料からは新たな事情・情報を得ることができない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったのは、保険料の納付を求める通知などを行わなかった行政側の事務処理に不手際があったことによるものであるとして、申立期間の保険料を納付済みとして記録を訂正するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否や、記録誤りの原因、責任等について審議する機関ではない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る年金記録について、訂正の必要は無い。

神奈川国民年金 事案 7057

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年*月頃に、私の祖父又は母親が、私の国民年金の加入手続を自宅で行ってくれたと思う。私は、現在茶色の国民年金手帳とオレンジ色の年金手帳の 2 冊を所持しているが、もう 1 冊別の国民年金手帳があったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、家族の保険料と一緒に家に集金に来ていた自治会の人又は郵便局員に納付していた。保険料の月額は、150 円又は 160 円ぐらいであり、3 か月又は半年ごとに払っていたと思うが、同居していた両親及び兄夫婦は既に亡くなっているため、その他詳細は分からない。

申立期間当時同居していた家族の国民年金保険料は納付済みである上、姉二人も 20 歳から納付済みになっているにもかかわらず、申立期間の私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年*月頃に、申立人の祖父又は母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を家族の分と一緒に自治会の人又は郵便局員に納付してくれていたと思うと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の祖父及び母親は既に他界していることから、証言を得ることができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 3 月に転居した区を管轄する社会保険事務所(当時)で払い出されていること、ii) 申立人の

所持している国民年金手帳の発行日も同年4月26日と記載されていることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、申立期間については、前述の申立人の国民年金の加入手続時点において、当該期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人が、当該期間の保険料を集金人に納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されている形跡は無い。

加えて、申立期間のうち一部の期間については、国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶が無いと述べている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から同年12月末頃まで
夫は、昭和17年2月から、A社(現在は、B社)C工場で勤務していたが、爆撃を避けるために、会社がD県に新しい工場を建てたので、転勤準備をしていたところ、E大空襲で工場と自宅が焼失した。

夫は、大空襲後にD県にあるA社F工場(現在は、G社)に転勤し、昭和20年12月末頃まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社及びG社は、「申立期間当時の人事、給与、社会保険関係資料等を保存していないため、申立人のA社F工場における勤務実態及び保険料控除の有無は不明である。」と回答している。

また、A社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認できない上、申立人の妻の従兄で、同社C工場及び同社F工場において、申立人の上司であったとするH氏についても、上記の被保険者名簿に名前を確認できず、オンライン記録においても、申立人と同様に、申立期間の被保険者記録が無い。

さらに、当該上司は既に死亡している上、申立人の妻は当該上司以外の同僚の名前を記憶していないことから同僚照会できず、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

加えて、申立人の妻は、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたかは記憶していない。」と供述している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年5月21日から54年5月22日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和54年5月22日から平成4年10月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月21日から54年5月22日まで
② 昭和54年5月22日から平成4年10月21日まで

私は、A社に昭和52年5月21日から平成4年10月20日までの期間において勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②の標準報酬月額が受け取っていた給与支給額に比べ、低く記録されている。当時、会社は、従業員のため、会社のためと称し給与支給額より2等級低い標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出していた。これは違反行為である。

調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した従業員台帳により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記の従業員台帳によると、健康保険、厚生年金保険及び失業保険の加入年月日は、昭和54年5月22日と記載されている。

また、申立人が提出した健康保険被保険者証の写し及びB厚生年金基金の回答によると、いずれの資格取得日も昭和54年5月22日となっており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、複数の同僚は、「当時は、厚生年金保険の加入は希望した者だ

けが加入していた。」と供述している。

加えて、A社は、「申立期間①当時の資料は無い。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は「当該期間の標準報酬月額が、受け取っていた給与支給額に比べ、低く記録されている。」と主張している。

しかし、B厚生年金基金の回答によると、申立期間②の標準報酬月額は、オンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

また、同僚が所持する給料支払明細書によると、給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

さらに、複数の同僚は、「標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と相違していると思わない。」と供述している。

加えて、A社は、「申立期間②当時の資料は無い。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に納付したことが明らかでない場合である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主が月額変更届を提出すべきであったにもかかわらず、提出していなかった。その後、当該届を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならないと記録されている。
調査の上、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間において、事業主から提出された給与明細から、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正する必要は認められない。

神奈川県厚生年金 事案 8394 (事案 6969 及び 7892 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 21 日から 33 年 5 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に 2 度の申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。

しかし、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の名前の一部が違っていること自体が、年金記録の真実性を疑うこととなるし、また、本人のあずかり知らぬところで、第三者が脱退手当金支給申請を行い、脱退手当金を受け取ったとも考えられるので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 33 年 10 月 15 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、52 年 5 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料の提出はないが、厚生年金保険被保険者名簿の名前の一部が違っていることや、支給決定日及び支給金額について記憶が無いことから納得できないと主張して、再度申し立てたが、申立人は、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録については認めており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において名前の一部に違いがあるものの、申立人と同じ生年月日の被保険者は、申立人以外、

同被保険者名簿には存在しない上、脱退手当金の支給額について再度検証したところ、計算上の誤りは無く、法定支給額と一致していることなどから、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないとして、平成24年8月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び情報を提供することなく、脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返している。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることからこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案となる。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、今回、申立人は、第三者が脱退手当金を受け取ったとも考えられると主張するが、年金記録確認第三者委員会は、申立事案に係る違法性の有無について判断する機関では無いとされている。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 62 年 12 月頃まで
私の年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、昭和 56 年 4 月の標準報酬月額が前の期間に比べて 10 万円以上上がっている。申立期間当時は会社の業績も良く、給与は 60 万円ぐらいであったが、申立期間の標準報酬月額の記録が当時受け取っていた給与に比べて、低く記録されている。
調査の上、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。
しかし、B社が保管する昭和 56 年 4 月 9 日付けの健康保険厚生年金保険標準報酬改定通知書に、申立人の標準報酬月額が同年 4 月に 41 万円から 28 万円に改定された旨が記載されていることから、事業主によりオンライン記録どおりの届出が行われたことが確認できる。
また、B社は、申立期間における健康保険厚生年金保険標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書を保管しているところ、オンライン記録の標準報酬月額は、当該通知書に記載されている標準報酬月額と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。
さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人と同時期に入社した同僚及び申立人が記憶する申立人と同じ職種であったとされる同僚の記録を確認したところ、複数の同僚について、昭和 56 年 4 月 1 日の随時改定により、その標準報酬月額が下がっていること

が確認でき、当該標準報酬月額は、申立人と同額又はおおむね同額となっている。

加えて、B社は、給与から控除される厚生年金保険料額の算出方法について、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき算出している旨回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、連絡先が判明した者に同社における申立期間当時の給与額と標準報酬月額について照会したところ、複数の同僚は、当時受け取っていた報酬と相違していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。